

ＳＮＳ等を活用したひとり親家庭等就業支援事業運営業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点	配点	
	大項目	小項目
【業務の目的に対する理解度】	5	
○ ひとり親家庭の保護者等への就業支援に関する課題とその対策について ・ ひとり親家庭の保護者等への就業支援に関する課題とその対策について、具体的な見識を有し、本事業に必要な対策が提起されているか。		5
【業務の実施体制及び実施スケジュール】	15	
① 実施体制について ・ 業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。		5
② 実施スケジュールについて ・ 業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ現実的であるか。		5
【業務の実施内容】	65	
① 就業支援システムの構築 ・ 利用者にとって、分かりやすくかつ使いやすいシステムとなっているか。 ・ 就業支援システムの内容や実装する機能は、業務の目的と合致したものとなっているか。 ・ 情報セキュリティ対策が十分であるか。		15 (5) (5) (5)
② システムを活用した就業支援の実施 ・ キャリアカウンセラーによる就業相談は、ひとり親家庭の保護者等が利用しやすい曜日や時間帯、1回当たりの相談時間を設定しているか。 ・ 職業紹介について、企業とマッチングを行う際の考え方や留意点は、ひとり親家庭の保護者等の増収や経済的自立に向けて効果が期待できるか。 ・ 求人開拓について、利用者の個々の状況に応じた求人先企業を紹介できるよう、十分な求人件数や求人内容を確保できるか。 ・ 就職決定者に対する定着支援の実施内容や実施期間について、就職後のひとり親家庭の保護者等が抱える不安やストレス等に寄り添った支援となっており、効果が期待できるか。		30 (10) (10) (5) (10)
③ 支援情報や求人情報等の定期配信 ・ プッシュ通知で配信する支援情報や求人情報、成功体験記事の内容や配信頻度について、積極的に本就業支援を利用しようと思うような工夫がなされており、効果が期待できるか。		5
④ プロモーションの実施 ・ 対象者へ効果的に周知するような内容となっているか。		10
⑤ 個人・企業情報の取扱い ・ 個人・企業情報が漏えいすることのないよう、十分な対策が講じられているか。		5

【その他】	15	
① 独自提案について ・ 独自提案として記載されている内容は、現実的であり、かつ、ひとり親家庭の保護者等の就業支援に効果的であるか。		5
② 類似業務の実績 ・ 本業務に活かせるような就業支援の実績をどれだけ有しているか。 ※就業支援の内容や件数を明記すること。		10
合 計	100	100

【留意点】

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、最高得点が、本市の求める最低限の水準（100 点中 60 点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が 2 人以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。